

<b>平成 27 年 第 3 回</b>	
<b>小海町議会定例会会議録</b>	
「第 15 日」	
* 開会年月日時	平成27年9月18日 午後2時00分
* 閉会年月日時	平成27年9月18日 午後4時14分
* 開会の場所	小海町議会議場
<b>会議の経過</b>	
<b><u>○ 開 会</u></b>	
<b>議 長</b>	<p>皆さん、こんにちは。議員各位におかれましては大変お忙しいところご苦勞様です。中々天候が安定しません。早く秋晴れの天気が望まれるところでございます。政府は本日、戦後の最重要法案である安保関連法案決定しようとしているところでございます。暗い時代に戻らないことを切に願うものであります。本日は9月定例会最終日でございます。提出案件の採決を行いますので、宜しくご審議、決定をお願いいたします。ただ今の出席議員数は12人全員であります。</p> <p>定足数に達しておますので、これから、本日の会議を開きます。</p>
<b><u>○ 議事日程の報告</u></b>	
<b>議 長</b>	本日の議事日程は、お手元に配布申し上げたとおりであります。
<b><u>日程第1 「諸般の報告」</u></b>	
<b>議 長</b>	<p>日程第1、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告は、議事日程つづりの3ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。</p> <p>その他、報告事項のある方は、お願いいたします。</p>
<b>議 長</b>	以上で諸般の報告を終わります。
<b><u>日程第2 「行政報告」</u></b>	
<b>議 長</b>	<p>日程第2「行政報告」を行います。</p> <p>町長から報告がありましたら、お願いいたします。</p>

町長	<p>9月4日に開会いたしました本定例会も本日が最終日でございます。議案質疑、各常任委員会での慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。1点だけ行政報告をいたします。12・13日に行われました小海線まつりにつきましては、トロッコ風列車のお客様、また、町内外から鉄道マニアの皆さんや、南佐久郡内の大人から子供まで、大勢の皆さんにお越しいただきました。南佐久郡全体で力を合わせて、小海線の活性化と観光を始めとするこの地域の宣伝がなされ、所期の目的を達成することが出来ました。多くの皆さんにご支援、ご協力をいただきましたことに対しまして、この場をお借りして心から感謝を申し上げるところでございます。続きまして追加議案でございます。議案第47号「建設工事請負契約の締結について」その概要を申し上げます。土村栄町に建設する町営住宅の建設工事の請負契約を締結するものでございます。繰り返しますが、本日は定例会最終日でございます。追加議案を含めまして、ご提案申し上げました案件につきまして、可決、決定をいただきますようお願いいたしまして行政報告とさせていただきます。宜しく願いいたします。</p>
議長	他に行政報告がありましたらお願いいたします。
	産業建設課長【各種建設工事費変更の報告】
議長	以上で行政報告を終わります。
議長	<p>本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、会計管理者、各課長、所長、専門幹であります。 なお、暑いようでしたら、上着を脱いでいただいて結構でございます</p>
	<b><u>日程第3「議員派遣の件」</u></b>
議長	<p>日程第3、「議員派遣の件」を行います。 事務局長に朗読を求めます。</p>
	(事務局長朗読)
議長	<p>朗読が終わりました。お諮りいたします。 「小海町議会行政視察」に4ページに申し上げたとおり、議員を派遣したいと思っております。これにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
議長	「異議なし」と認めます。したがって、行政視察に議員を派遣することに決定いたしました。
	<b><u>日程第4「議案第38号」</u></b>

議 長	日程第4、議案第38号「小海町生涯学習センター「北牧楽集館」条例の制定について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長 的埜 美香子君
	(委員長報告—原案に賛成)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第38号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。議案第38号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第38号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
	<b><u>日程第5 「議案第39号」</u></b>
議 長	日程第5、議案第39号「小海町図書館条例の制定について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子君。
	(委員長報告—原案に賛成)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第39号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。議案第39号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第39号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
	<b><u>日程第6 「議案第40号」</u></b>

<b>議 長</b>	日程第6、議案第40号「小海町公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長 的埜 美香子君。
	(委員長報告—原案に賛成)
<b>議 長</b>	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
<b>議 長</b>	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
<b>議 長</b>	これで討論を終わります。これから議案第40号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。議案第40号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
<b>議 長</b>	挙手全員と認めます。したがって議案第40号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
	<u>日程第7 「議案第41号」</u>
<b>議 長</b>	日程第7、議案第41号「小海町使用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子君。
	(委員長報告—原案に賛成)
<b>議 長</b>	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
<b>議 長</b>	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
<b>議 長</b>	これで討論を終わります。これから議案第41号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。議案第41号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
<b>議 長</b>	挙手全員と認めます。したがって議案第41号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

	<b>日程第 8 「議案第 4 2 号」</b>
<b>議 長</b>	<p>日程第 8、議案第 4 2 号「小海町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 的埜 美香子君。</p>
	(委員長報告—原案に賛成)
<b>議 長</b>	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
<b>10 番議員</b>	<p>本案は児童館を地域活動支援センターへの用途変更するための条例改正でございます。これまで児童は学校から児童館へという流れだったと思います。これから地域活動支援センターとしての利用となりますと、利用者は施設へ行くのに国道を横断する必要がでてくると思われま。こうしたことについての議論はされたのでしょうか。また、どのようにお考えでしょうか。</p>
<b>民生文教常任委員長</b>	<p>児童館の運用の詳細までは議論いたしませんでした。</p>
<b>町民課長</b>	<p>ただ今委員長からお答えがありましたように、そうした議論はございませんでしたが、利用されている皆さんの状況を考えますと、町営バスの路線がございますので、停留所の利用が可能となるようバスの運営審議会にて検討してまいります。</p>
<b>10 番議員</b>	<p>国道の横断歩道を渡ってしばらく歩道が無い部分がありますので、今後検討していただきたいと思いますが如何でしょうか。</p>
<b>町 長</b>	<p>ご指摘のとおり信号を渡ってから 30mほど歩道の無い区間がございます。歩道の新設は県にお願いしなければなりません。利用者の安全の確保の観点から今後施設の皆さんと研究してまいります。また、路線バスが利用できればベターと思っておりますので、これも検討してまいります。</p>
<b>議 長</b>	<p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
	(無しの声)
<b>議 長</b>	<p>これで討論を終わります。これから議案第 4 2 号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、可決であります。議案第 4 2 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
	(挙手全員)
<b>議 長</b>	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第 4 2 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
	<b>日程第 9 「議案第 4 3 号」</b>

議 長	<p>日程第 9、議案第 4 3 号「小海町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 篠原 義従君。</p>
	(委員長報告—原案に賛成)
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
	(質疑なし)
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
	(討論なし)
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第 4 3 号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、可決であります。議案第 4 3 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
	(挙手全員)
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第 4 3 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
	<b><u>日程第 1 0 「議案第 4 4 号」</u></b>
議 長	<p>日程第 1 0、議案第 4 4 号「小海町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 篠原 義従君。</p>
	(委員長報告—原案に賛成)
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
	(質疑なし)
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
	(討論なし)
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第 4 4 号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、可決であります。議案第 4 4 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
	(挙手全員)
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第 4 4 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>

	<b>日程第 1 1 「議案第 4 5 号」</b>
<b>議 長</b>	<p>日程第 1 1、議案第 4 5 号「小海町、北相木村、南相木村中学校組合規約の一部変更について」を議題といたします。</p> <p>本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 的埜 美香子君</p>
	(委員長報告—原案に賛成)
<b>議 長</b>	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
	(質疑なし)
<b>議 長</b>	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
	(討論なし)
<b>議 長</b>	<p>これで討論を終わります。これから議案第 4 5 号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、可決であります。議案第 4 5 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
	(挙手全員)
<b>議 長</b>	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第 4 5 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
	<b>日程第 1 2 「議案第 4 6 号」</b>
<b>議 長</b>	<p>日程第 1 2、議案第 4 6 号「平成 2 7 年度小海町一般会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。</p> <p>本案については、各常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 篠原 義従君。</p>
	(委員長報告—原案に賛成)
	<p><b>【総務産業常任委員会からの要望事項】</b></p> <p>1. 小海町、まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画策定及び事業実施に当たっては、推進体制を充実させ、目標達成に向け努力されたい。</p> <p>2. 予算の執行に当たっては、予算主義の原則を遵守しつつ、急施を要する事案についても適切な措置を講じられたい。</p>
<b>議 長</b>	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
	(無しの声)
<b>議 長</b>	<p>次に、民生文教常任委員長 的埜 美香子君。</p>

	(委員長報告—原案に賛成)
	<p><b>【民生文教常任委員会からの要望事項】</b></p> <p>1 安全安心な暮らしの根幹である地域医療を維持発展させるため、小海分院と医療センターに対する財政支援を検討されたい。</p> <p>2 県消防ポンプ操法大会等の開催にあたっては万全を期されたい。</p> <p>3 児童・生徒一人ひとりへきめ細かな指導・支援が行き届くような体制づくり、学級編成を図られたい。</p>
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(無しの声)
議 長	ただ今の両常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。
町 長	<p><b>【総務産業常任委員会からの要望事項に対する町長答弁】</b></p> <p>1. 人口ビジョンと地方版総合戦略策定に当たっては、多くの皆様のご意見、ご協力をいただきました。小海町版の総合戦略として現在取りまとめを行っております。人口減少を少しでも緩和し、地域の活力を維持することにより、小海町が将来にわたって維持・存続できるようにするために、町民の総意の下、職員も総力を挙げて目標達成に向けて努力してまいります。</p> <p>2. 事業を行うためには、議会の予算議決を経て執行することが予算主義の原則でありますので、今後とも徹底してまいります。第2回定例会でも意見要望にお答えしましたが、予算計上されていない緊急を要する事業につきましては、予備費の充当や専決処分が考えられますので、適切、且つ円滑な予算執行に心がけてまいります。</p> <p><b>【民生文教常任委員会からの要望事項に対する町長答弁】</b></p> <p>1. 現在小海分院に対しましては、不採算地区の公的病院に対する助成として、特別交付税を財源として3000万円の補助をしており、これを引き続き継続してまいります。また、医療センターにかかる費用につきましては、佐久広域連合に於きまして、特別交付税による支援について前向きに検討されており、その動向を見守ってまいりたいと考えております。</p> <p>2. 来年8月に松原総合グラウンドに於いて、長野県の消防ポンプ操法大会並びにラッパ吹奏大会が開催される予定です。また、5月には佐久地区の植樹祭も同じ場所で予定されておりますので、それに向け、駐車場等の整備に万全を期してまいります。大会実施に当たって、開催自治体として、必要な予算は平成28年度当初予算に計上し、整備をした上で、大会の成功に向け努力してまいります。</p>



	<p>3. 学校における発達障害や、気になる子供たち、支援を必要とする児童・生徒への指導、支援が的確に行われるよう、教育委員会、学校、家庭が連携した体制を構築するよう指示をしております。学級編成に当たっては、一人ひとりの子供たちに寄り添ったきめ細かな指導が出来るよう、町費講師の増員や支援の工夫を行い柔軟に対応していきたいと考えております。</p>
議長	<p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(無しの声)</p>
議長	<p>これで討論を終わります。これから議案第46号を採決いたします。各委員長の報告は、可決であります。議案第46号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第46号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>ここで午後3時まで休憩といたします。 (ときに午後2時45分)</p>
<b><u>日程第13 「認定第1号」</u></b>	
議長	<p>休憩前に引き続き会議を再開します。 (ときに午後3時00分)</p> <p>第12番佐藤二三雄議員は所用により欠席となります。</p> <p>日程第13、認定第1号「平成26年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。</p> <p>本案については、各常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 篠原 義従君。</p> <p>(委員長報告—原案に賛成)</p>
議長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>(無しの声)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>次に、民生文教常任委員長 的埜 美香子君。</p> <p>(委員長報告—原案に賛成)</p>
議長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>(無しの声)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(無しの声)</p>

議 長	これで討論を終わります。これから認定第1号を採決いたします。 委員長の報告は、認定とするものです。 認定第1号を委員長報告のとおり、認定することに賛成する方の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
	<b><u>日程第14 「認定第2号」</u></b>
議 長	日程第14、認定第2号「平成26年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子君。
	(委員長報告—原案に賛成)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(無しの声)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(無しの声)
議 長	これで討論を終わります。これから認定第2号を採決いたします。 委員長の報告は、認定とするものです。 認定第1号を委員長報告のとおり、認定することに賛成する方の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
	<b><u>日程第15 「認定第3号」</u></b>
議 長	日程第15、認定第3号「平成26年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子君。
	(委員長報告—原案に賛成)

議長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(無しの声)
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(無しの声)
議長	これで討論を終わります。これから認定第3号を採決いたします。 委員長の報告は、認定とするものです。認定第3号を委員長報告のとおり、認定することに賛成する方の挙手を求めます。
議長	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
	<b><u>日程第16 「認定第4号」</u></b>
議長	日程第16、認定第4号「平成26年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子君。
	(委員長報告—原案に賛成)
議長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(無しの声)
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(無しの声)
議長	これで討論を終わります。これから認定第4号を採決いたします。 委員長の報告は、認定とするものです。認定第4号を委員長報告のとおり、認定することに賛成する方の挙手を求めます。
議長	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって認定第4号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
	<b><u>日程第17 「認定第5号」</u></b>

議 長	日程第 17、認定第 5 号「平成 26 年度小海町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 本案については、総務産業任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長 篠原 義従君。
	(委員長報告—原案に賛成)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(無しの声)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(無しの声)
議 長	これで討論を終わります。これから認定第 5 号を採決いたします。 委員長の報告は、認定とするものです。認定第 5 号を委員長報告のとおり、認定することに賛成する方の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって認定第 5 号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
	<b><u>日程第 18 「認定第 6 号」</u></b>
議 長	日程第 18、認定第 6 号「平成 26 年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長 篠原 義従君。
	(委員長報告—原案に賛成)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(無しの声)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(無しの声)
議 長	これで討論を終わります。これから認定第 6 号を採決いたします。 委員長の報告は、認定とするものです。認定第 6 号を委員長報告のとおり、認定することに賛成する方の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって認定第 6 号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
	<b><u>日程第 19 「陳情第 6 号」</u></b>

<b>議 長</b>	<p>日程第19、陳情第6号、「外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情について」を議題といたします。</p> <p>陳情第6号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 篠原 義従君。</p>
	(委員長報告—継続審査と決定)
<b>議 長</b>	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
	(無しの声)
<b>議 長</b>	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
	(無しの声)
<b>議 長</b>	<p>これで討論を終わります。これから陳情第6号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり、陳情第6号を継続審査とすることに賛成する方の挙手を求めます</p>
	(挙手全員)
<b>議 長</b>	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって陳情第6号は継続審査と決定いたしました。</p>
	<b><u>日程第20 「議案第47号」</u></b>
<b>議 長</b>	<p>日程第20、議案第47号、「建設工事請負契約の締結について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
	(事務局長朗読)
<b>議 長</b>	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。</p>
	(町民課長説明)
<b>議 長</b>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<b>10番議員</b>	<p>本件につきましては、全員協議会で一定の説明は何っておりますが、契約方法がプロポーザル方式による随意契約ということで、こうした契約の場合、設計監理の委託料との関係はどのようになるのか伺います。</p>
<b>町民課長</b>	<p>今回のプロポーザル方式では、各業者さんに設計料を含めて見積もっていただくよう通知しています。ですので、これから落札業者の新津組さんで実施設計を行い、施工監理につきましては同じ業者ではなく、今回は小海建築設計さんに委託しております。</p>
<b>7番議員</b>	<p>この住宅の入居条件を確認させてください。</p>

町民課長	具体的にはこれから年度末にかけて正式につめてまいります、予定としましては結婚予定の方からお子さんの居る家庭までという形を想定しております。
7番議員	年齢的な条件は求めないのですか。
町民課長	総務課で行っております定住促進の補助制度がございますが、これとの整合性も考えながら今後検討してまいります。
3番議員	全員協議会でも議論になりましたが、設計施工でありますので、増工という場合でも、この請負金額で賄うよう徹底していただきたいと思えます。
町長	当然そのようにしてまいります。但しこちらから新たな要求をする場合には増工ということもありえます。
2番議員	今回のプロポーザル方式による随意契約については、5000万円以上ですので議会の議決が必要になりますが、財務規則では随意契約は130万円以下となっています。今後同様なプロポーザル方式も考えられますが、この財務規則との整合性をどのように捉えていますか。
町民課長	今回この議案をご提案するに当たりまして、インターネット等で同様の事例を調べますと、いくつかの市町村で「プロポーザル方式の随意契約」をとっているケースを確認いたしました。篠原議員のご指摘のとおり、今後のこともありますので、財務規則上の整合性についてしっかり研究いたします。
2番議員	規則上疑念を持たれないよう研究していただきたいと思えます。
11番議員	防犯砂利敷とはどういう内容ですか。
町民課長	全て舗装にしないで、一定の部分に砂利を敷いて、砂利の音により防犯効果を得るものです。
11番議員	二重サッシの現在の住宅で、砂利の音で防犯効果はあるでしょうか。
町民課長	今回の住宅では特別な防犯装置は考えておりません。少しでも防犯に役立つものという業者側の提案と承知しています。
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(無しの声)
議長	これで討論を終わります。これから議案第47号を採決いたします。 本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第47号は原案のとおり可決する事に決定いたしました。
	<b>日程第21 「発議第11号」</b>

議 長	日程第 2 1、発議第 1 1 号、「小海町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について」を議題といたします。 事務局長に発議第 1 1 号の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第 4 番 篠原 憲雄君。
	(提出者説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行ないます。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(無しの声)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(無しの声)
議 長	これで討論を終わります。これから発議第 1 1 号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第 1 1 号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって、発議第 1 1 号は原案のとおり可決することに、決定しました
議 長	ここで、議会運営委員長より発言を求められていますので、これを許します。議会運営委員長、井出 薫 君。
議会運営 委員長	議会運営委員会からお願いいたします。 議会運営委員会では、次の定例会または臨時会の会期・運営等につきまして、閉会中に審査する必要がありますので、小海町議会、会議規則第 7 5 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出をいたします。 尚、先ほど議員派遣の件が議決されましたが、当局におかれては財政措置を講じられるよう併せてお願いいたします。
議 長	ただ今、議会運営委員長から、次の定例会または臨時会の会期・運営等に関して会議規則第 7 5 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。 お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とする事にご異議ございませんか。
	(異議なし声)
議 長	「異議なし」と認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とする事に決定いたしました。

<u>○ 閉 会</u>	
<b>議 長</b>	<p>以上をもちまして、本定例会に提案されました議案に対する審議は、 全て終了いたしました。 これにて、平成27年小海町議会第3回定例会を閉会といたします。 ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに午後4時14分)</p>